

平成26年6月10日

公認会計士香川事務所

公認会計士 香川 晋平 殿

学校法人 守口東学園
理事長 江端 順子 ㊟



本確認書は、当学校法人の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私は、下記のとおりであることを確認します。

記

計算書類

1. 私は、平成25年7月1日付の（平成25年度に係る）監査契約書に記載されたとおり、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）及びこれに準ずる所轄庁の通知等に準拠して計算書類を作成する責任を果たしました。計算書類は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して当学校法人の経営の状況及び財政状態を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。
3. 関連当事者との関係及び取引は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して適切に処理しております。なお、注記の対象となる関連当事者との取引はありません。
4. 決算日後本確認書の日付までに発生した計算書類に重要な影響を及ぼす事象はありません。
5. 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はありません。
6. 学校法人会計又はそれ以外においても、入学者やその関係者から入学許可前（又は入学前）に、寄付金又は学校債を収受しておりません。
7. 計算書類は、前年度と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類に適切に注記しております。
8. 所轄庁からの通告・指導等で計算書類に重要な影響を与える事項はありません。
9. 計算書類の資産、負債又は基本金の計上額や表示に重要な影響を与える事業計画や意思決定はありません。

10. 契約不履行の場合に計算書類に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、すべて遵守しております。
11. 所有権に制約がある重要な資産はありません。
12. 重要な偶発事象及び後発事象はありません。
13. デリバティブ取引は、行っておりません。
14. 出資割合が総出資額の2分の1以上の会社はありません。
15. 当学校法人が平成25年度において収受した寄付金(現物寄付金を含む。)は、漏れなく同年度の計算書類に計上しております。

提供する情報

16. 貴殿に以下を提供しました。
 - (1) 記録、文書及びその他の事項等、計算書類の作成に関連すると認識しているすべての情報を入手する機会
 - (2) 本日までに開催された理事会及び評議員会の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
 - (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当学校法人の理事及び教職員への制約のない質問や面談の機会
17. すべての取引は会計記録に適切に記録され、計算書類に反映されております。
18. 当学校法人に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項はありません。
19. 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いはありません。
20. 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等又はそれらの可能性はありません。
21. 関連当事者の名称、並びに認識されたすべての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴殿に提示いたしました。

以 上